

新潟市移住支援金交付要綱

令和元年6月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この移住支援金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内において移住支援金申請者に対し交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟県移住・就業支援事業 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第1で規定する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4（1）で規定する移住支援事業をいう。
- (3) マッチング支援事業 県要領第4（2）で規定するマッチング支援事業をいう。
- (4) 起業支援事業 県要領第4（2）で規定する起業支援事業をいう。

(移住支援金申請者の要件)

第4条 移住支援金を申請できる者は、第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号又は第4号のいずれかの要件を満たす就業又は起業をした者とする。

- (1) 次条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条の要件
- (4) 第8条の要件

2 第10条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を移住支援金申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第9条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

(東京圏在住者の要件)

第5条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たした者とする。

- (1) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(2) 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用される者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって新潟県とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

（本市に関する要件）

第6条 第4条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。
- (2) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、平成31年4月1日以降に、本市に転入したこと。
- (3) 移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。
- (4) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) その他本市及び新潟県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第7条 第4条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (5) 第2号の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (6) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有して

いること。

(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(起業に関する要件)

第8条 第4条第1項第4号の要件を満たす者は、県要領第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内である者とする。

(2人以上の世帯)

第9条 移住支援金申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

(1) 本市に転入する前の居住地において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、平成31年4月1日以降に、本市に転入したこと。

(4) 支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の申請)

第10条 移住支援金申請者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式1)、移住支援金に係る就業先の就業証明書(様式2)及び本人確認書類を本市に提出する。この場合において、次の各号の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

(1) 第5条の要件

(2) 第6条の要件

(3) 第7条又は第8条のいずれかの要件

(4) 2人以上の世帯の場合にあつては第9条の要件

(移住支援金の支給方法)

第11条 第10条の申請が第5条から第9条までに規定する要件に該当すると認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(移住支援金の全額返還)

第12条 移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(移住支援金の半額返還)

第13条 移住支援金の支給を受けた者が移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、移住支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第14条 第10条の申請があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。